

「山口市徳地診療所整備計画」の概要

1 本計画策定の経緯

地域内の医療機関の減少、後継者不足を背景とした無医地区化の懸念から、平成27(2015)年5月と平成29(2017)年12月に、徳地地域づくり協議会等から、保健や福祉の機能が集約される徳地地域複合型拠点施設の整備に併せた診療所の建設を求める要望書が提出された。

これらの要望を踏まえ、本市では、徳地地域が将来的に無医地区となる可能性が高いことから、拠点施設内に将来的に診療所を設置できるよう、平成31(2019)年2月策定の拠点施設整備基本計画・設計書の中で配慮を行った。

また、市内でも人口減少が進む徳地地域では、医療施設等の開設に係る初期投資を回収しづらいこと等から、民間医療機関の新規開業が困難な状況にあると認識した。

これらのことから、徳地地域における医療体制の確保及び継続的な運営、地域包括ケアシステムの充実を図るため、拠点施設内に公設民営方式による山口市徳地診療所を設置する方針を令和2(2020)年12月に定め、この度、診療所の規模、役割、設置・運営及び施設管理の形態等を具体化する山口市徳地診療所整備計画を策定したものの。

2 徳地地域における医療の現状と課題 [P2~4]

(1) 人口

山口・防府保健医療圏の中でも、徳地地域の過疎化と高齢化は顕著

	山口・防府保健医療圏	徳地地域
人口	307,612人	5,480人
高齢化率	30.05%	53.43%

(2) 医療機関数

平成11(1999)年の4件から、医師の高齢化や後継者不足等により、令和3(2021)年4月現在、民間診療所1院のみとなっている。

(3) へき地医療

●第七次県保健医療計画において、徳地地域は、無医(準無医)地区として、へき地医療対策の対象地域とされており、本市では、串地区及び柚野地区にへき地診療所を開設し、外来診療を実施中。

●へき地医療拠点病院である県立総合医療センターが、柚木地区で毎週1回、巡回診療を実施されている。

3 診療所の将来的なニーズの予測 [P4~7]

(1) 推移を踏まえた将来人口の予測

平成27(2015)年に27.7%であった徳地地域の75歳以上の人口比率は、高齢化の進展により令和17(2035)年には36.0%への上昇が、地域の人口は、過疎化により平成27(2015)年から令和17(2035)年までの20年間で2,090人(約35%)の減少が、それぞれ見込まれる。

(2) 地域住民の受診の実態

●出雲地区住民の8割超が、徳地地域以外の医療機関を受診されており、84%の住民が、受診時に自家用車で移動されている。
 ●徳地地域外への受診には、基幹交通への乗り換えを要すること等から、約55%の住民が、出雲地区への不満を「医療」と回答されている。

(3) 診療所の受診者数の予測

●徳地地域の民間診療所の近年の1日当たりの受診者数は、約40人。
 ●山口市徳地診療所には、これまで徳地地域外へ通院されていた方の受診が見込まれることから、引き続き1日当たり約40人が受診できる医療施設が必要と考えられる。

4 診療所整備の方向性 [P7~11]

(1) 役割

県立総合医療センターとの連携の下、串診療所及び柚野診療所をサテライト型(連携型)診療所とし、各診療所出張診療や検診を実施するほか、初期救急医療、在宅患者等の急変時の対応等を通じ、徳地地域全体の医療提供体制を総括する拠点型診療所を目指す。

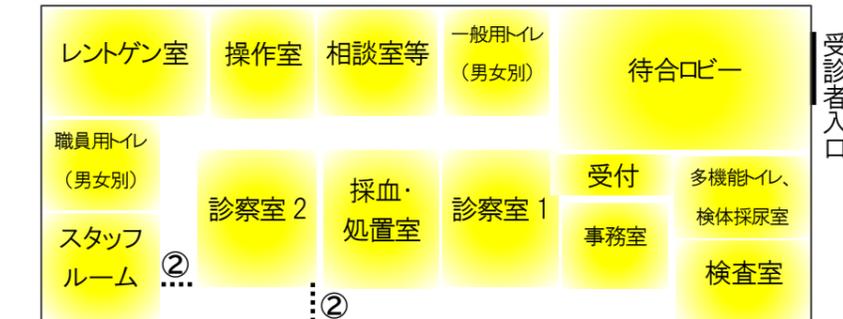
(2) 診療体制

●診療科目は、これまで徳地地域の診療所が担ってこられ、今後とも多くの需要が見込まれる内科とする。
 ●身近にあつて、何でも相談に乗ってくれ、外科、整形外科、小児科等も診療できるプライマリ・ケアの担い手の確保に努める。
 ●開設日は、平日の月曜から金曜まで(木曜午後 休診)及び土曜の午前中を軸に、今後検討する。

(3) 診療所の構成

・所在地：徳地堀1561番地1(徳地地域複合型拠点施設1階)
 ・面積：約190㎡
 ・区分：無床診療所
 ・構成上の留意事項
 ① 救急搬送に対応可能な動線を確保
 ② 感染症患者への対応として、一般エリアとの間に扉を設置
 ③ 省エネに配慮し、経済性を重視した設備機器を導入
 ④ 将来の医療ニーズの変化に対応可能な施設計画
 ⑤ 来院が困難な受診者へのオンライン診療の導入を検討、非対面での調剤処方等の利便性向上を推進

【診療所内の配置(イメージ)】



(4) 医療機器

①救急・感染者用出入口
 内科に不可欠な電子カルテ、X線診断装置、超音波画像診断装置(エコー)、心電計等の導入を予定。

(5) 職員配置

医師	看護師	事務員
常勤1	常勤3	常勤2、非常勤1

(6) 設置形態 公設民営方式

(7) 管理運営形態

●指定管理者制度を導入し、診察、治療、薬剤の処方、健康診断、診療所の設備の維持管理等の業務を指定管理者が実施する。
 ●公平性、透明性に鑑み、公募により選定する。
 ●指定管理期間は、制度導入1期目を3年間とし、1期目の管理・運営に係る評価委員会での毎年度の評価結果は、2期目以降の指定管理者選定において勘案する。
 ●診療報酬による収益の維持、安定的な事業継続等が図られるよう、今後作成する指定管理者の年間収支シミュレーションを踏まえ、診療報酬等の収入を指定管理者が収受する利用料金制度、指定管理料、医療機器の更新方法等について決定する。

(8) 整備事業費 (単位:千円)

年度	項目	事業費
令和2年度	造成工事、建設工事	51,782
令和3年度	建設工事	105,780
令和4年度	外構、駐車場整備工事等	23,000
計		180,562

●交付税措置により負担が軽減される過疎債の活用を検討するほか、必要な医療を提供しつつ最小限の仕様とすることで、経費の縮減に努める。
 ●へき地診療所に係る国及び県の補助金の活用を検討する。

(9) 指定管理者選定スケジュール

令和3年6月議会への診療所設置条例案の提出、同年7~10月にかけて、指定管理者選定委員会での仕様書・募集要項の決定、指定管理者の公募、指定管理者候補者の選定、同年12月議会への指定管理者指定議案の提出を予定している。

5 徳地地域複合型拠点施設内の機能配置 [P12~13]

(1) 診療所を拠点施設内に配置する意義

●将来的に無医地区となる可能性が高い徳地地域においては、保健センター、地域包括支援センター、地区社協といった拠点施設内に配置される機能に診療所機能が加わることで、保健、医療、福祉を総合的に展開できる拠点施設として、高齢者が住み慣れた地域や住まいで生涯にわたって活躍し、自立した生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムの充実が図られると考える。
 ●そのため、当初、拠点施設の基本計画・設計書で想定していた保健センター機能との連携が図られるよう、診療所に係る実施設計を行い、令和3(2021)年夏を目途に、拠点施設整備基本計画へ反映する予定。

(2) 地域包括ケアシステムの充実に向けた保健センターの配置

保健センターの専用部は、地域包括ケアシステムの充実につながるよう、複合型拠点施設のメリットを最大限活用し、施設内の各機能の配置を見直し、確保する。

6 整備スケジュール [P13]

山口市徳地診療所は、令和3年度中に整備工事(躯体工事等)を完了の上、令和4年度から内装・設備工事等を実施し、拠点施設と同じ令和4年秋の供用開始を見込んでいる。